

議案第 8 号

平成26年度秋田市の教育について

平成26年度の秋田市の教育については、別紙のとおりとする。

平成26年 4 月 4 日 提出

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

// 平成26年度 秋田市の教育について //

秋 田 市 教 育 ビ ジ ョ ン

【秋田市教育ビジョンの策定趣旨】

第11次秋田市総合計画の策定を一つの契機として、平成20年3月に秋田市教育ビジョンを策定してから、既に4年の歳月が経過しました。現行のビジョンは、教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、本市教育のめざすべき方向を明確にすることにより、学校をはじめとする教育現場の活動が一層充実することをねらいとして、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間として策定したものでした。

これまで、現行のビジョンに基づき様々な取組を進めてきましたが、教育を取り巻く諸情勢は急激に変化しており、各取組が十分に成果を上げているかどうかを検証したうえで、課題を改善するとともに、新たな施策を展開していく必要があります。また、東日本大震災がもたらした衝撃は、今なお記憶に新しいところです。

新たな、秋田市教育ビジョンは、本市教育のめざすべき方向を改めて明確にし、教育を取り巻く状況の変化を踏まえた新たな施策に反映させながら、本市教育をより一層充実させることをねらいとして、策定しました。

新たな、秋田市教育ビジョンの計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とします。

秋田市教育ビジョンに基づく具体的な取組については、毎年度実施する教育委員会事務の点検・評価を通じて、目的達成に対する効果および実施後の課題や、よりよい効果をもたらすための改善点等を明らかにし、対応していきます。

【秋田市教育ビジョンの基本的な考え方】

私たちの生活を取り巻く環境は、日々変化していますが、どのような社会情勢でも、市民一人ひとりが元気な秋田市を実現するとともに、次の世代にも引き継いでいかなければなりません。

第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」では、将来都市像の一つに「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を設け、元気な秋田市づくりを進めることとしています。

秋田市教育委員会では、「人と文化をはぐくむ誇れるまち」の実現に向け、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが、目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができるよう、学校教育、社会教育を推進するとともに、スポーツ・文化の振興をはかります。

子どもたち一人ひとりに「自立と共生」の力をはぐくみます。

今、子どもたちを取り巻く社会は、高度情報化およびグローバル化の進展や少子高齢化の進行など、急激な変化を続けています。また、東日本大震災を契機に、人と人との絆の大切さや、進んで他者に働きかけ、互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されています。

こうした中、これからの学校教育には、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切りひらく「自立」の力と、互いに支え合い、高め合い、協働して社会を創造する「共生」の力を兼ね備えた人材の育成が求められています。

本市では、「自立」と「共生」が、相互作用によって高められる力であることを踏まえ、子どもたちの発達段階に応じて、「自立と共生」の力をバランスよくはぐくむことにつとめます。

生涯にわたる学びを支え、「生きがいや地域の連帯感」をはぐくみます。

心を豊かにし、生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたり学び続けることが大切であり、それを支援するため、子どもから高齢者までのライフステージ(※1)に応じた学習機会の拡充や施設設備の充実をはかるなど、学習ニーズに対応した学習環境の整備が必要です。

こうした環境の中で、多くの市民が共に学び、自らの成長を実感できるようにするとともに、学習成果を家庭・地域の絆づくりや地域コミュニティの活性化につなげていくことをめざします。

人生をより豊かにする「健やかな心と体」をはぐくみます。

生涯スポーツ社会を実現するためには、スポーツが生み出す様々な効用や市民ニーズを踏まえながら、市民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりと、スポーツ施設の計画的な整備が必要です。

多様化する市民ニーズに適切に応え、体力、年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域の活性化や絆づくりにつながる豊かなスポーツライフの実現につとめます。

人々に潤いやゆとりをもたらす「豊かな心」をはぐくみます。

人々が学ぶ喜びを感じ、潤いやゆとりをもたらす社会を実現するためには、文化の振興が必要です。

そのため、市民が郷土に対し誇りと愛着を持ち、広くアピールできる個性豊かな地域の文化力(※2)を、多彩で魅力に満ちたまちづくりに積極的にいかしながら、市民一人ひとりが楽しさや感動、生きる喜びを実感できるような幅広い教養と豊かな心をはぐくむことをめざします。

※1 ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期などに区分した、それぞれの段階

※2 文化力

文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力(文化庁)

秋田市教育ビジョンでは、「学校教育」「社会教育」「スポーツ振興」「文化振興」の4つの部門に、教育活動を支える「教育環境整備」部門を加えて、それぞれの部門ごとにめざすべき方向や重点施策等を取りまとめました。

このビジョンの推進にあたっては、部門間の連携・協力に十分に留意しながら各部門ごとの活動の充実をめざすとともに、教育行政の担い手である教育委員会の体制強化をはかり、本市教育のより一層の振興につとめます。

【学校教育部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

今、子どもたちを取り巻く社会は、高度情報化およびグローバル化の進展や少子高齢化の進行など、急激な変化を続けています。また、東日本大震災を契機に、人と人との絆の大切さや、進んで他者に働きかけ、互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されています。

こうした中、これからの学校教育には、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切りひらく「自立」の力と、互いに支え合い、高め合い、協働して社会を創造する「共生」の力を兼ね備えた人材の育成が求められています。

本市では、「自立」と「共生」が、相互作用によって高められる力であることを踏まえ、子どもたちの発達段階に応じて、「自立と共生」の力をバランスよくはぐくむことにつとめます。

幼児教育においては、幼児一人ひとりの望ましい発達を促し、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことをめざして、幼保小連携の推進をはかります。

小・中学校の教育においては、小中一貫した考えに立った教育や人と人との絆づくりを通して、夢や希望、志を持ち、徳・知・体のバランスのとれた子どもの育成をはかるとともに、互いに認め合い支え合う心をはぐくむことにつとめます。

高等学校等の教育においては、地域社会の形成に主体的に参画する資質や能力を高め、本市の将来を担う人材を育成する市立高等学校等の役割を踏まえ、生徒一人ひとりの個性の伸長をはかるとともに、地域とのかかわりを重視した教育課程を実施するなど、各校の特色をいかした教育の充実につとめます。

《基本方針》

主体的に未来を切りひらき、協働して社会を創造する「自立と共生」の力をはぐくむ学校教育の充実につとめます。

《重点施策とその取組》

I 幼児教育の充実

1 幼保小連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導を行うため、子ども同士が交流する機会を拡充するとともに、合同研修会や相互参観など教職員間の交流を通して、子どもの実態や指導についての共通理解をはかります。また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を意識したカリキュラムを編成するなど、組織的・計画的な連携の充実につとめます。

II 小・中学校教育の充実

1 小・中一貫した考えに立った教育の充実

幼児教育と小学校教育との連続性に配慮しつつ、小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導を行います。

そのため、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有したうえで、小中9年間を見通した全体計画を作成し、子ども一人ひとりの発達の段階を考慮した系統性と発展性のある学習指導や、小・中学生がふれあいの中で豊かな人間関係をはぐくむ交流活動を実施するなど、学校規模や設置形態に応じた小中一貫した考えに立った教育活動の充実につとめます。

2 人と人との絆づくり

子ども一人ひとりに「共生」の力をはぐくむため、子どもが人の絆の素晴らしさを実感する学習や体験活動の充実につとめます。

また、学校・家庭・地域が信頼し合い、共に子どもを育てるという共通認識に立って、学校と家庭とが協力し合う機会や学校と地域とのつながりを深める機会のさらなる充実をはかります。

3 夢や希望、志をはぐくむ教育の充実

(1) キャリア教育の推進

子どもが、将来、広い視野で物事を考え、個性を発揮しながら社会の一員として生きていくことができるよう、働くことの大切さや人の役に立つことの喜びを実感する体験活動や、自分を見つめ、自分の適性について理解を深める学習活動の充実につとめます。

(2) 郷土秋田に根ざした教育の推進

郷土への愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的にかかわろうとする態度をはぐくむため、地域に貢献する人材の積極的な活用や、秋田の発展に尽くした先人の生き方にふれる機会の充実につとめます。

また、郷土芸能や行事を体験する活動や、地域の社会教育施設、史跡等の活用を通して、郷土の歴史、文化等を学ぶ機会の充実につとめます。

さらに、自然との共生を大切にする態度をはぐくむため、身近な素材を題材に、郷土の豊かな自然や、災害、環境問題等について考える学習の充実につとめます。

4 豊かな心と確かな学力、健やかな体をはぐくむ教育の充実

(1) 豊かな人間性の育成

人の痛みを理解し、思いやりの心を持つとともに、正義を重んじ、かけがえのない自他の生命を尊重することの大切さを実感することができるよう、学校教育全体を通して道徳教育の充実をはかります。

また、子ども一人ひとりが、安心してのびのびと学校生活を送ることができるよう、学級や学年、部活動などのよりよい集団づくりに取り組むとともに、家庭や地域との連携をはかりながら、規範意識の涵養につとめます。

さらに、友達や指導者と心をつなげて、目標に向かって最後までやり遂げようとする中学校部活動や、体験を通して感動を共有し、成就感を味わう異学年交流や学校行事等の充実をはかります。

(2) 確かな学力の育成

筋道を立てて考える力や、自分の思いや考えを適切に表現する力、進んで学ぼうとする意欲など、確かな学力の向上をめざし、子ども同士が互いに学び合う問題解決型の学習（※1）の充実など、指導

※1 互いに学び合う問題解決型の学習

子ども同士の学び合いを通して、進んで課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる学習

の工夫・改善につとめます。

また、積極的に本に親しもうとする態度をはぐくむために、本を身近に感じる環境づくりや、多様な本にふれる機会の設定など、読書活動の充実をはかります。

(3) 健やかな心と体の育成

子どもが自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう健康教育の充実をはかるとともに、生命尊重や人間尊重の視点に立ち、発達の段階や子どもの実態等に応じた生き方指導としての性教育を推進します。

また、体力の向上をはかるため、子ども一人ひとりの体力や運動能力の実態を踏まえ、体を動かすことの楽しさを実感する体育学習の充実や、日常的に運動に親しむ環境づくりにつとめます。

さらに、食の大切さについて理解を深め、望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭や地域との連携をはかりながら食育（※2）の充実につとめます。

(4) 防災教育の充実

災害が、いつ、どこで発生するのか予測できないことを踏まえ、自然災害に関する学習や防災訓練等を通して、子どもが自らの命を守るために主体的に行動できる力をはぐくみます。

5 互いに認め合い支え合う心をはぐくむ教育の充実

(1) 人間関係を築く力の育成

相手のよさや自分との違いを理解し、進んで他者とかかわろうとする態度をはぐくむため、学級活動や学校行事、異学年交流活動等の充実をはかり、互いに心が通い合う学級づくり・集団づくりにつとめます。

※2 食育

様々な経験を通じて、「食」の安全に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育てる教育。各教科や特別活動、総合的な学習の時間で取り上げているほか、学校給食を題材に、地産地消や秋田の食文化への理解を促している。

(2) 子どもの心に寄り添った生徒指導の充実

子ども一人ひとりが、悩みや不安を乗り越えて自立していけるよう、保護者や関係機関と連携しながら、子どもの心に寄り添い、深くかかわる生徒指導の推進につとめます。

いじめの未然防止をはかるために、子ども一人ひとりに「いじめは絶対に許されない」という指導を徹底するとともに、いじめを生まない集団づくりに取り組みます。また、アンケートや日常の会話を通して子どもの悩みを積極的に受け止め、いじめの早期発見に努めます。いじめが発生した場合には、いじめられた子どもやその保護者の心情に配慮しながら、スクールカウンセラー（※３）の活用や指導主事の派遣を含め、学校と教育委員会が一体となって組織的に対応するとともに、状況に応じて積極的に関係機関との連携をはかります。

不登校の未然防止をはかるため、分かることの喜びを実感できる授業づくりや、共に活動する楽しさを味わえる集団づくりにつとめます。また、不登校対応コーディネーター（※４）を中心とした組織的な取組を推進するとともに、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談体制の充実をはかります。

※３ スクールカウンセラー

不登校やいじめなどへの対応について、児童生徒や保護者、教職員の相談に応じて指導や助言を行う臨床心理士等の専門家。文部科学省が小学校・中学校・高等学校へ配置している。

※４ 不登校対応コーディネーター

不登校にかかる組織的な取組や対応等が適切に行われているかどうかを点検するとともに、保護者や関係機関との連携の窓口となる教員

(3) 一人ひとりを大切にした特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、障がいの特性に応じた個別の指導計画に基づき、全校体制でのきめ細かな指導や支援につとめます。

また、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）（※5）構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが互いに認め合い、共に生きていこうとする態度をはぐくむため、特別支援学級・学校と通常学級の交流機会の充実につとめます。

(4) 福祉教育の充実

急速に進行する高齢化等の福祉の現状や課題について理解を深めるとともに、高齢者や障がいのある人との交流や、体験活動の充実につとめます。

6 教職員の資質・能力の向上をめざして

秋田市の教職員として必要な資質・能力の向上をはかるため、教職経験年数に応じた体系的な研修や、職務遂行に必要な知識・技能を習得する研修を実施するとともに、時代や社会が求める今日的な教育課題に応じた研修を推進します。

また、授業力のさらなる向上をはかるため、校内研修への支援の充実につとめるほか、体験型・問題解決型の演習や、授業づくりや指導技術を磨き合う授業研究会を実施するなど、研修内容の充実につとめます。

※5 インクルーシブ教育システム

必要な支援等の配慮がなされたうえで、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み。国連の「障害者の権利に関する条約」第24条に規定されている。

Ⅲ 高等学校等教育の充実

1 秋田商業高等学校の教育の充実

本県唯一の商業専門高等学校として、社会人としての基礎的な能力を持って地域に貢献できる人材の育成につとめます。

そのため、文武両道の伝統校として心身の錬磨につとめ、「ビジネス実践」（※６）のさらなる充実をはかり、学習の成果を地域社会に積極的に発信するとともに、会計、情報、流通経済の各コースにおける資格取得をめざした専門科目の指導の充実につとめます。

2 御所野学院高等学校の教育の充実

中高一貫教育校として、６年間の発達の段階を考慮しながら、一人ひとりの個性や能力の伸長をはかるとともに、国際感覚を身につけ、郷土を愛し、発展させていこうとする人材の育成につとめます。

そのため、教科・科目の学習内容の先取りや、表現科（※７）、郷土学（※８）、中高合同体験活動など、中高一貫教育校としての特色をいかし、生徒が「じっくり・しっかり学ぶ」ことができる教育活動の充実をはかります。

※６ ビジネス実践

商品の企画・開発・販売などの諸活動を通してビジネス感覚を養う「AKISHOP」、小学生を対象にまちづくりや会社の経営など社会の仕組みについて学ぶ「キッズビジネスタウン」、持続発展教育（ESD）の一環として国際交流活動を推進する「ユネスコスクール」の３部門からなる総合的な学習の時間の学習活動の総称

※７ 表現科

言語表現や身体表現、芸術表現を通して、感性を磨き、他者と豊かな関係を結ぶ能力・態度を育てる目的で設けられた本校独自の教科。中学生と高校生が交流しながら学習に取り組んでいる。

※８ 郷土学

中学校と高等学校の６年間の連続した学習計画のもと、ふるさと秋田の自然環境、文化・伝統、産業、国際交流などについて学ぶ総合的な学習の時間における学習活動

3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実

大学入学資格付与指定の専修学校として、美術・工芸・デザインの専門性をいかし、社会に貢献できる人材の育成につとめます。

そのため、社会のニーズを的確に把握し、時代の要請に応じた教育内容の充実につとめるとともに、秋田公立美術大学との連携の強化をはかり、より高度な専門教育を推進します。また、基礎学力をはぐくむ教科指導の充実をはかるとともに、幅広い進路の実現を支援します。

【社会教育部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

市民一人ひとりが、個性をいかし能力を高め生きがいのある生活を送るためには、生涯にわたって学び続けることが大切であり、学び続けている人の中では、学習成果をボランティア活動等を通して社会にいかしたいという意欲も高まっています。

こうしたことから本市では、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場面を利用して、自ら学ぶことができるよう、学習機会の充実や学習環境の整備につとめてきたほか、学習成果を地域に還元する仕組みづくりにも取り組んできました。

今後は、「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」の実現をめざして、市民の多様なニーズに応える「学び」の支援体制を整備するとともに、現代的課題（※１）や地域課題の解決につながる学習機会を拡充し、多くの市民が地域づくりに参加できるよう支援します。

また、市民協働により、子どもから高齢者までの様々な学習ニーズに応える社会教育事業を推進するとともに、学習活動を支える施設設備の充実など、学習環境の整備を進めます。

《基本方針》

「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」の実現につとめます。

※１ 現代的課題

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題のこと。具体的には、少子高齢社会、情報の活用、健康、国際理解、環境、資源・エネルギー等

《重点施策とその取組》

I 学習機会の充実

1 学習支援体制の充実

市民の高度化・多様化している学習ニーズに対応するため、学習プログラムの充実につとめるとともに、市民や関係機関および行政との連携をはかりながら、市民協働による「学び」の推進体制を整備します。

また、施設の有効活用や連携事業を進めるなど、施設間のネットワーク化をはかり、「学び」の支援体制を充実します。

さらに、社会教育事業を効果的に推進していくため、主催者の適切な点検・評価につとめます。

2 学習機会の選択の支援

行政や民間等で開催する各種学習会の情報収集や提供、学習相談などの機能を有する情報提供ネットワークシステム（「学び」の総合窓口）を充実するとともに、相談体制を整備し、多くの市民が生涯学習への関心を高める環境づくりにつとめます。

3 学習機会の提供

乳幼児期から高齢期にわたる学習機会を提供するとともに、現代的課題や地域課題に取り組むなど、個人の要望と社会の要請に応じた学習機会を充実します。

また、仕事をしながらも学習できる環境づくりや、定年退職後の人生をよりよく生きるための支援活動の推進など、ライフステージの移行に際し、自然に学習を始められるような機会の提供につとめます。

4 学習成果の評価と活用支援

学習者が自らの「学び」を評価し励みとするため、学習履歴を記録する手帳の活用を支援するとともに、地域のリーダーとなる人材を育成し、学習者が講師等として活躍する場を提供するなど、学習成果を地域に還元します。

5 地域コミュニティづくりの推進

地域の歴史や文化、自然災害への対応等について関心を高めるなど、

地域に根ざした学習支援や世代間交流を促進し、家族・地域の絆づくりにつとめます。

Ⅱ 学習環境の整備

1 地域における学習環境の整備

地域における学習環境については、市民サービスセンター開設に伴い公民館機能に移転することとしており、今後も当該地域の公民館について円滑な機能移転を進めます。

市民サービスセンターにおいては、移転前と同様に各種サークルの自主的な活動を支援し、また、これまで公民館で行ってきた各種学級や講座等を引き続き実施するとともに、地域課題の解決に資する学習機会を充実します。

2 図書館サービスの向上

中央図書館明德館を中心とした図書館間の連携によるネットワークを形成し、市民の学習ニーズに対応した幅広い資料収集と情報提供を進めます。

また、市民講座・講演会等を定期的を開催するとともに、乳幼児向けのおはなし会等を積極的に開催して読書への動機付けをはかります。

さらに、視聴覚資料の利用促進や学校との連携による学校図書館への支援、市立図書館の環境整備など、図書館サービスの向上につとめます。

3 体験活動等を伴う施設の環境整備

市民が自然体験活動等を通じた「学び」をより身近に感じられる施設とするため、事業内容の充実をはかるとともに学生スタッフ等の養成を進めるほか、計画的な施設の整備や設備の更新につとめ、市民が親しみやすい学習環境を整備します。

《各施設の取組》

1 公民館等（市民サービスセンターにおける取組を含む）

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、充実した学習活動ができ

るよう、学習機会の充実をはかるとともに、地域コミュニティづくりの拠点として、社会教育関係団体等との連携を通じ、社会参加活動を推進するための市民意識を高めます。

- ・子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習活動の充実
- ・社会教育関係団体等との連携による学習活動の推進
- ・家庭や地域の教育力向上など、現代的課題や地域課題に応じた学習活動への支援

2 女性学習センター

性別にかかわらず、多様な分野において個性と能力を発揮することができる男女共生社会の形成をめざし、女性の自立や男女共生に関する学習などを支援します。

- ・女性の就業支援や課題解決、エンパワメント（※2）を内容とする学習機会の充実
- ・男女共生関係団体等との協働による学習活動の促進
- ・各種グループ活動等の育成および交流の場の提供

3 勤労青少年ホーム

次代を担う若者の豊かな人間性と社会性を培うため、学習機会や交流の場を提供し、健全な育成をはかります。

- ・社会人、職業人としての教養を体得する学習機会と、自立意識を促す支援事業の充実
- ・地域社会に貢献するボランティア活動の奨励

4 図書館

親しまれる図書館とするため、市民の読書活動や学習に必要な資料を広く収集し、すべての市民に提供するとともに、専門的な学習機会や子ども向けのサービスを実施します。

※2 エンパワメント

各々が本来持っている力を引き出し、問題解決の方法として自己の中に力を蓄え、積極的な自分をつくりだすこと。

また、市民が各種情報を利活用するための I C T（※3）化を推進し、地域の情報拠点としての役割を担います。

- ・図書館間のネットワークの拡充による情報提供の推進
- ・ボランティア等との連携による図書に親しむ機会の充実
- ・図書館から遠く離れた住民への図書館サービスの拡充
- ・子どもが日常的に本に親しむことへの支援

5 太平山自然学習センター「まんだらめ」

太平山の豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者まで各世代が野外活動や集団生活、ものづくりなどを体験することにより、青少年の健全育成や市民の生涯学習を推進します。

- ・小中学生や親子、家族などを対象とした主催事業の充実
- ・地域団体等との連携による自然環境をいかした生涯学習の推進
- ・宿泊研修活動プログラムの開発や高等教育機関との連携による学生スタッフの養成
- ・体験活動への安全対策や施設、設備の安全管理の徹底

6 自然科学学習館

身近な科学的事象を題材にした企画の充実をはかり、不思議や驚きの発見を促し、科学的な見方・考え方を広げるための展示やワークショップ（※4）、体験学習を展開します。

- ・科学への関心と、学びへの意欲を高める企画の充実
- ・学校および関係機関との連携推進、事業の拡充

※3 I C T [Information and Communication Technology]

コンピュータ等の情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。
ネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来の I T にこの概念を示す C を加えた用語として使用されている。

※4 ワークショップ

科学実験やものづくりを中心とした参加型の講座

【スポーツ振興部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

スポーツは、人類すべてが共有する文化であり、心身の健全な発達や健康および体力の保持増進、精神的充足感の獲得など、心身両面に様々な効用を与えるとともに、市民相互の新たな連携を生み、地域の連帯感や活力を醸成してくれます。

これまで本市では、スポーツが生み出す様々な効用や市民ニーズを踏まえながら、市民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりと、スポーツ施設の計画的な整備を進めてきました。

こうした中、国では「スポーツ立国戦略」を平成22年に策定し、23年には「スポーツ基本法」が施行され、本市では、22年に今後のスポーツ振興に関する基本方針を示した「第2次秋田市スポーツ振興マスタープラン」を策定し、生涯スポーツの振興に取り組んできたところであります。

今後も、多様化する市民ニーズに適切に応え、体力、年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域の活性化や絆づくりにつながる豊かなスポーツライフの実現につとめます。

《基本方針》

「はずむ！スポーツ都市」をめざし、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめます。

《重点施策とその取組》

I 市民の生涯スポーツの振興

1 スポーツを楽しむ環境づくり

スポーツ教室やスポーツイベントの開催により、スポーツに親しむきっかけづくりと、誰でもスポーツを楽しむことができる環境づくりにつとめます。

2 子どもの体育・スポーツ活動の推進

子どもたちが様々なスポーツを体験することで、その楽しさを実感し、基礎的な体力と運動習慣が身につくよう、生涯スポーツの基礎づくりにつとめます。

3 各種スポーツ活動に関する情報提供

市民が興味・関心を持ち、積極的にスポーツに取り組むことができるよう、各種スポーツ情報の提供につとめます。

II 地域スポーツの振興

1 総合型地域スポーツクラブ（※1）の設立支援と育成

身近な地域で誰でもスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立支援と育成につとめます。

2 地域スポーツ活動の推進

地区スポーツ大会等の開催により、地区住民の交流を通じて家族・地域の絆づくりを推進し、生涯スポーツ社会の基盤づくりにつとめます。

3 学校体育施設の利用促進

地域の身近なスポーツ施設として、学校体育施設の効率的な活用につとめます。

※1 総合型地域スポーツクラブ

多世代、多志向、多種目にわたってスポーツ活動をし、地域住民が自主的に運営していくクラブ

Ⅲ 指導者・リーダーの育成

1 優れた指導者の育成

スポーツ少年団等の指導者研修を充実させ、指導技術はもとより、精神的なサポートや栄養面など、全般的な指導ができる指導者の育成につとめます。

2 外部指導者の育成

各競技団体等と連携し、指導者の派遣要望がある中学校等のニーズに対応した指導ができる、優れた指導者の育成につとめます。

3 スポーツ推進委員（※2）・スポーツ普及員（※3）の資質の向上

各種研修会の開催により、生涯スポーツの推進と、地域スポーツをマネジメントできる人材の育成につとめます。

Ⅳ 競技スポーツとスポーツ関係団体との連携支援

1 競技スポーツへの支援

各競技団体等と連携した各種講習会等の開催により、競技スポーツの底辺拡大と競技力向上につとめます。

2 スポーツイベントの開催と地域の活性化

トップレベルのプレーにふれる機会や、全国レベルの大会誘致、開催により、スポーツ振興の推進と、交流人口の拡大による地域の活性化につとめます。

3 スポーツ関係団体・ボランティアとの連携

本市のスポーツを支える秋田市体育協会や地区体協、各競技団体等との情報交換・連携を深め、生涯スポーツの環境づくりにつとめます。

※2 スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、教育委員会が委嘱し、スポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行う者

※3 スポーツ普及員

本市独自の制度で、教育委員会が委嘱し、地区スポーツ活動を推進するため、スポーツ推進委員等と連携しながら、スポーツに関する指導・助言を行う者

V スポーツ施設の整備・活用

1 スポーツ施設の有効活用

一般開放や各種大会等の周知のほか、予約システムの充実により、施設の有効活用につとめます。

2 スポーツ用器具の整備・充実

市民ニーズ等に対応した、競技用器具の計画的整備と貸出用器具の充実につとめます。

3 スポーツ施設の適正な維持管理と整備

生涯スポーツの拠点として、安全で快適に利用できる施設の整備と維持管理につとめます。

【文化振興部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

文化は私たちの生活すべてにかかわっており、心に潤いやゆとりをもたらすとともに、豊かな人間性をはぐくむうえで、大きな役割を果たします。これからの社会に生きる市民一人ひとりが充実した人生を送るために、文化によせる期待は大きいものがあり、また、文化遺産を活用したまちづくりは観光振興にもつながり地域経済の活性化を促すなど、文化の持つ力が改めて認識されています。

今後も、市民が郷土の豊かな自然や歴史、文化の価値を再認識し、郷土を愛するとともに、生涯を通じて学び、成長し、充実した人生を送ることができる環境の整備につとめ、国内外に広くアピールできる個性豊かな地域文化の創造をはかります。

そのため、本市では、文化を通じて市民の豊かな心を育てるための施策を積極的に展開し、人々に学ぶ喜びを感じてもらうとともに、地域社会の活性化を促し、魅力あるまちづくりと市民文化の振興につとめます。

《基本方針》

市民一人ひとりが潤いやゆとりのある生活を送り、活力ある社会を実現できるよう、文化力の向上につとめます。

《重点施策とその取組》

I 文化・芸術活動の充実

1 文化・芸術活動の担い手育成

(1) 地域の人材や文化関係団体との連携による活動の充実

地域の様々な人材と連携し、専門的知識の継承や文化・芸術に親しむ機会を拡大しながら、次世代の文化の担い手育成につとめます。

(2) 教育機関との連携

学校等の教育機関と連携し、専門的知識を持った人材との交流を深めながら、郷土の歴史や文化を伝える授業・講座の充実につとめます。

(3) 民間企業等との連携

民間企業やNPO等の活力をいかした文化・芸術活動の拡大につとめます。

2 文化・芸術活動への支援と顕彰

(1) 文化関係団体等の育成と活動への支援

文化・芸術活動の促進と鑑賞機会の拡大のために、コンサートや演劇・出版などの活動へ助成し、文化関係団体等の育成をはかるとともに、国民文化祭を契機とした文化・芸術活動への支援につとめます。

(2) 優れた文化・芸術活動と功績の顕彰

文化・芸術活動において優れた作品に秋田市文化選奨を、また、芸術・学術・産業・スポーツなどの分野で、文化振興や文化行政に功績のあった個人や団体に秋田市文化章・秋田市文化功績章を贈呈し顕彰します。

II 文化財の保存と活用の推進

1 文化財の指定と保存・保護

歴史・民俗・美術など有形・無形の文化遺産の調査を進め、文化財として指定し、適切な保存・保護につとめます。

2 文化財の整備

史跡秋田城跡（※1）や地蔵田遺跡（※2）、名勝如斯亭庭園（※3）などを、市民の郷土学習の場や観光資源として活用するため、整備を進めます。

3 文化財の活用

建造物・絵画・工芸品などの有形文化財や、民俗芸能・工芸技術などの無形文化財等の価値と魅力を伝える展覧会や学習講座を通じ、市民の郷土学習の教材として公開・活用をはかります。

4 歴史資料・先覚者資料の収集

古文書等の歴史資料の発掘と収集を行うとともに、郷土の誇りとなる秋田市の先覚者について調査を行い、市民の文化的財産として適切な保存と活用につとめます。

※1 秋田城跡

高清水丘陵に築かれた奈良・平安時代の大規模な地方官庁の遺跡で、昭和14年に国の史跡に指定された。東北地方の日本海側（出羽国）の政治・軍事・文化の中心地であり、環日本海交流の拠点としての機能を有していた。

※2 地蔵田遺跡

御所野台地の南西部にある旧石器・縄文・弥生時代の複合遺跡。木柵で囲まれた弥生時代の集落跡は全国でも類例がないことから、平成8年に国の史跡に指定された。

※3 如斯亭庭園

佐竹氏の居城であった久保田城（千秋公園）の北方約1.5kmに位置し、旧秋田藩主佐竹氏に関連した現存する唯一の庭園であり、平成19年に国の名勝に指定された。

Ⅲ 文化施設の充実

1 文化施設の整備と利活用の促進

優れた文化・芸術の紹介や資料を保存・展示するために施設の整備を進めるとともに、市民の文化活動の振興をはかるため、文化施設の利活用の促進につとめます。

2 文化施設間の連携の充実

文化施設を、魅力ある観光資源として利活用する共同事業を推進するとともに、情報を共有しながら連携の強化につとめます。

《各施設の取組》

1 千秋美術館

佐竹曙山、小田野直武などの秋田蘭画や平福穂庵・百穂父子、寺崎廣業、岡田謙三、木村伊兵衛など郷土ゆかりの作家や作品の調査・研究および収集を行うとともに、国内外の優れた芸術品や所蔵品による展覧会の開催や様々な教育普及活動を通して、市民が気軽に美術に親しみながら心豊かな時間を共有できる環境の充実をはかります。

- ・郷土ゆかりの作家や作品の調査・研究と、収集による所蔵品の充実
- ・企画展および常設展の充実と、講座・講演会など教育普及事業の推進
- ・展覧会等の広報活動の推進

2 赤れんが郷土館

国指定重要文化財である赤れんが館（旧秋田銀行本店本館）の保存と活用につとめるとともに、郷土の木版画家勝平得之、人間国宝の鍛金家関谷四郎などの貴重な作品や資料の保存・調査・収集・展示と教育普及活動を通して、市民が郷土の歴史と文化を学べる施設として充実をはかります。

- ・企画展および常設展の内容の充実と、学習講座等の普及事業の推進
- ・文化財である建物の保存と、コンサートや講演会等の事業開催に

よる利活用の推進

- ・郷土秋田の文化と歴史および先覚者資料の調査・研究と、その活用の推進

3 民俗芸能伝承館（ねぶり流し館）・旧金子家住宅

秋田市の民俗行事や郷土芸能を紹介・展示するとともに、保存・伝承、担い手育成を目的とした事業の充実につとめます。また、江戸時代後期の商家である市指定文化財旧金子家住宅を保存し、市民の文化活動の場として活用をはかります。

- ・民俗芸能の常設展示の充実
- ・民俗芸能の担い手や伝承を目的とした講座・発表会等の普及事業の充実
- ・旧金子家住宅の保存と、講座や講演会・展示会等の開催による利活用の推進

4 佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・旧黒澤家住宅

秋田藩主佐竹氏と江戸時代の秋田に関する歴史資料を調査・収集し、良好な状態で後世に伝えていくとともに、企画展・常設展・学習講座の開催を通して、市民が歴史に親しむ環境の充実をはかります。

- ・佐竹氏および秋田の歴史を紹介する企画展・常設展・学習講座の内容の充実
- ・指定文化財の保存と、企画展開催による文化財に親しむ機会の提供
- ・旧黒澤家住宅の保存と、企画展の開催や文化関係団体との連携による利活用の推進
- ・ボランティアとの連携による久保田城跡（千秋公園）の活用の推進

5 文化会館

文化・芸術活動の拠点として、市民の音楽・舞台芸術活動の裾野拡大のため、自主事業の充実につとめるとともに、市民が自主的に活動しやすい親しみの持てる環境づくりをめざします。

- ・市民の音楽や舞台芸術等に対する関心を高めるための施設活用と

鑑賞機会の拡充

- ・子どもたちの芸術体験を豊かにするための鑑賞事業や体験活動の充実
- ・施設の計画的な整備の推進

6 秋田城跡調査事務所（秋田城跡出土品収蔵庫）

国指定史跡である秋田城跡では、保護・管理上必要となる発掘調査を行い、史跡公園の整備を計画的に進め、市民の郷土学習の場や観光資源として史跡の有効活用をはかります。また、秋田城跡の調査研究成果の公開や活用の総合拠点となる新たな展示施設の建設を進めます。

- ・市民との連携による各種事業や学習講座等の開催による活用の推進
- ・発掘調査等による史跡の保護と、環境整備事業の推進および展示施設の充実

【教育環境整備部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

東日本大震災を契機として、教育環境の整備や安全に関する教育の充実など学校安全の確保の重要性が高まり、また、厳しい経済雇用情勢が続き、教育費負担の軽減に向けた経済的支援を継続的に行うことが求められています。

このような中で、これまで本市では、学校施設・設備の整備、社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の整備や児童生徒の安全対策の充実、良好な教育環境の維持向上につとめてきました。

今後も、地域の実情やニーズなどを考慮しながら、このような取組の一層の充実をはかり、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組むことができる、安全・安心で質の高い教育環境の整備につとめます。

《基本方針》

安全・安心で質の高い教育環境の整備につとめます。

《重点施策とその取組》

I 教育施設・設備の整備

1 学校施設の整備

地震・津波等の自然災害から児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域の応急避難場所としての役割を学校が果たしていくため、学校施設の耐震化（※1）、老朽化対策などの取組を進めます。

2 社会教育施設の整備

社会教育施設のうち公民館については、市民サービスセンターの整備に合わせ、当該地域の公民館を廃止し、機能に移転します。その他の施設については、利用者の利便性に配慮しつつ、市全体の施設整備との整合をはかりながら、計画的な整備につとめます。

3 スポーツ施設の整備

スポーツ活動には、その活動の基盤となる施設の整備が必要です。

施設については、利用者の安全確保を第一義としつつ、市民ニーズや各種競技スポーツ選手の育成にも対応できるよう市全体の施設整備との整合をはかりながら、計画的な整備につとめます。

4 文化施設の整備

史跡秋田城跡歴史資料館（仮称）や名勝如斯亭庭園の整備を進めるとともに、多様な学習ニーズに応えるため、文化・芸術の活動基盤となる施設の計画的な整備につとめます。

5 学校図書施設の整備

児童生徒が、読書活動を通じ感性を磨き、読解力、表現力を高めることができるよう、学校図書環境の一層の充実をはかります。

II 児童生徒の安全対策の充実

1 学校内の安全・安心

児童が安心して学校生活を送れるよう、すべての市立小学校に警備員を配置し、学校内の安全確保につとめます。

※1 耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を補強工事等により高めること。

2 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、見守り隊などの協力を得て、地域ぐるみで通学路の安全確保につとめます。また、学校、地域、警察および道路管理者等による交通危険箇所の合同点検結果を踏まえ、関係機関と連携しながら改善に向けた取組を行います。

3 学校給食の安全・安心

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、食の安全性を確保するため、国および県と連携し、学校給食用食材の使用前の放射性物質検査を実施するなど、学校給食における児童生徒等のさらなる安全・安心をはかります。

また、食物アレルギーのある児童生徒への対応の充実につとめます。

III 良好な教育環境の維持向上

1 学校配置の適正化

児童生徒数の減少が続くことが予想される中、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、学校規模によるメリット・デメリットを十分に検証しながら、学校配置の適正化について検討を進めます。

2 児童生徒の実情に応じた学びの支援

経済的理由や心身の障がいなど様々な事情によって制約されることなく、すべての児童生徒が安心して必要な力を身につけていけるよう、経済的支援や障がいの特性に応じた学習環境の提供などにつとめます。

学校教育部門

1 「幼保小連携」の推進

幼稚園・保育所から小学校への連続性のある指導の充実に資するため、幼保小連携の研修会を開催するほか、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を意識したカリキュラムの作成や、幼児児童、教職員の交流活動など、連携の充実をはかる。

2 小中一貫した考えに立った教育の充実

学校規模や設置形態などの学校の実情に応じた取組を通して、小中一貫した考えに立った教育の充実をはかる。

3 信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進

市立小・中学校がこれまでの教育活動を踏まえて「絆づくり教育プラン」を作成し、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、子ども同士、学校と家庭・地域との絆づくりを推進する。

4 学校評議員の活用

学校評議員を各校に置き、校長の求めに応じて、学校運営についての意見や助言をいただくことにより、開かれた学校づくりを推進する。

5 「学校きらめきプラン」支援事業

校長の経営方針に基づき、各校が重点的に取り組む教育活動に予算措置を行う。

6 郷土秋田の特色を生かした教育活動の推進

郷土を愛する心をはぐくむため、本市の豊かな自然や優れた人材等を活用した学習や、郷土芸能や伝統行事など地域文化に親しむ活動に取り組むとともに、身近な素材を題材にした防災教育や環境教育の充実をはかる。

7 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業

- (1) 中学生が日頃取り組んでいる文化活動を発表し合う、「中学校文化フェスティバル」を開催する。（ステージ発表）
- (2) 中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催する。
- (3) 複数の学校が協力して合同体験を行う「学校群合同体験活動」を実施する。

8 いじめ防止対策推進事業

いじめの未然防止に係る取組の充実や早期発見の工夫、解決に向けた組織的な対応など、本市におけるいじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進する。

9 中学校部活動外部指導者派遣事業

専門的な技術を有する社会人を、中学校の運動部および文化部に派遣する。
(指導者数：50人)

10 外国語指導助手活用経費

英語教育の充実をはかるため、外国語指導助手を中学校、高等学校および中高一貫校に配置する。（指導助手数：19人）

11 小学校外国語活動外部指導者派遣事業

小学校における外国語活動の充実に資するため、市内在住の外国人を外部講師として各校に派遣する。（外部指導者数：11人）

12 副読本関係経費

「わたしたちの秋田市」「わたしたちの健康」を作成、「わたしたちのあんぜん」「わたしたちの秋田県」を児童に配付する。

13 中学校補助教材購入経費

秋田市5万分の1地形図を生徒に配付する。

14 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業

適応指導教室「すくうる・みらい」を中心に、不登校児童生徒に対して集団に適應できるよう個別指導するほか、保護者・教職員に対して支援を行う。

15 「心の教室相談員」配置事業

生徒が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として、中学校に「心の教室相談員」を配置する。（4校）

16 特別支援教育推進事業

(1) 学校行事等支援

障がいのある児童生徒が長時間の学校行事、校外学習に参加する際にサポーターを派遣する。（950時間）

(2) 学級生活支援

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度、学級の実情に応じてサポーターを派遣する。（小学校42校、中学校18校に計120人）

(3) 日本語指導支援

国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒に対してサポーターを派遣する。（小学校12校、中学校5校に計18人）

17 教職員研修推進事業

基本研修、職務別研修、専門研修、課題別研修等を体系的に実施し、市立小・中学校教職員の資質向上をはかる。

18 秋田商業高等学校・御所野学院高等学校・美大附属高等学院へのスクールカウンセラーの配置

不登校やいじめなどの生活上の問題で心に悩みを抱える生徒とその保護者に、専門的な見地から対応する相談体制の充実に資する。

8 いじめ防止対策推進事業

(1) 秋田市いじめ対策委員会の設置

①目的および役割

- ・学校および教育委員会におけるいじめ防止の取組等に関し、公平かつ客観的な立場から意見を求めるために設置する。
- ・いじめの防止等に関する取組等について意見を述べるほか、いじめに関する通報や相談を受け、自ら調査を行う必要がある場合に、調査、審査又は関係者との調整を行う。

②組織

- ・弁護士、医師、人権擁護委員、学識経験を有する者（6名以内）により組織する。

(2) 家庭や地域との連携

①いじめ防止等のための啓発活動の推進

保護者や市民が、いじめを防止することの重要性や子どもの規範意識の醸成等について理解を深められるよう、講演会などを実施する。

- ・秋田市PTA連合会と連携した講演会の実施
- ・啓発資料（リーフレット）の配付

16 特別支援教育推進事業

(1) 学校行事等支援

- ・障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童生徒が、運動会や遠足、社会科見学など長時間の学校行事や校外学習に参加する際に、児童生徒の支援者としてサポーターを派遣する。
- ・平成25年度の派遣時数は延べ950時間

(2) 学級生活支援

- ・障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常学級に対してサポーターを派遣し、児童生徒の学校・学級生活全般を支援する。
- ・平成26年度は、小学校42校、中学校18校に対して、前年度から13名増の120名のサポーターを派遣する（対象児童生徒数：452名）。
- ・平成26年度は、上記120名に加え、県の「学校運営支援員配置事業」により、14名の支援員を派遣する（14校）。

(3) 日本語指導支援

- ・国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒の学習活動等の支援者としてサポーターを派遣する。
- ・平成26年度は、小学校12校、中学校5校に対して、昨年度同様18名のサポーターを派遣する（対象児童生徒数：28名）。

社会教育部門

1 新成人のつどい開催事業

新成人の新しい門出を祝福する記念行事をとおして、新成人としての責任と自覚を促す機会とする。

2 社会教育各種団体補助金及び負担金

社会教育各種団体が行う社会教育の振興に寄与する事業を対象に補助金を交付する。

3 土崎図書館施設整備等経費

快適な施設利用環境とするため、劣化が進んだ施設整備の改修工事を計画的に行い、施設の適切な維持管理に努める。

4 石井露月顕彰事業

石井露月の功績を広く県内外に顕彰するため、石井露月顕彰全国俳句大会・第57回秋田市短詩型大会を開催する。

5 明德館文庫運営事業

フォンテAKITA内の中央図書館明德館文庫(フォンテ文庫)において、市民の読書活動推進のため各種事業を行う。

6 子ども読書活動推進事業

市立図書館に学校図書館の整備などをする支援員（図書館サポーター）を配置し、市立の全小中学校に派遣して、魅力ある学校図書館づくりを目指すほか、読み聞かせや選書体験をとおして子どもの読書活動を支援する。

7 明德館施設整備等経費

快適な施設利用環境とするため、老朽化した施設整備の改修工事等を計画的に行い、施設の適切な維持管理に努める。

8 文化シンポジウム開催経費

地域の芸術文化をテーマとしたシンポジウムを開催し、記念講演会やパネルディスカッションなどを実施し、文化を活用した魅力ある地域づくりの在り方を考える機会とする。

6 子ども読書活動推進事業

子どもの読書活動を推進するため、市立図書館に学校図書館の環境整備などを支援する図書館サポーターを7名配置し、市立全小中学校に派遣して図書の整理や児童の調べ学習への協力など、学校との連携をはかるほか、小学校図書委員を対象に図書館司書の仕事や選書などの体験活動を実施する。

- (1) 派遣先学校数
市立小学校44校、市立中学校23校
- (2) 図書館サポーターの業務内容
学校図書館書架整理・コーナー展示、読み聞かせ、調べ学習への協力、貸出し本の搬送、図書購入の協力および図書委員への指導補助を行う。
- (3) 子ども読書活動体験事業
図書館お仕事体験、選書体験および読み聞かせ体験を実施する。

8 文化シンポジウム開催経費

人口減少や地域の荒廃等といった地域課題を解決する手段として、秋田の文化的活動をリードする方々を招き、地域の芸術文化をテーマとしたシンポジウムを開催することによって、文化を活用した魅力ある地域づくりの推進をはかる。

- (1) 開催日 平成27年1月31日(土) 予定
- (2) 会場 国際教養大学レクチャーホール(350人予定)
 - ①講演会講師 作家 内館 牧子 氏
 - ②パネルディスカッション 「文化活動を通じた地域づくり」
 - ③石井露月パネル展 作品展示30点(1月30日(金)、31日(土))
 - ④報告書 講演会・パネルディスカッションの報告書を作成

スポーツ振興部門

1 体育振興各種補助金

東北大会や全国大会に出場する小学生、中学生等の交通費の一部を補助するとともに、本市で全国大会を開催する競技団体に対して、開催費の一部を補助する。

2 ジュニアアスリート支援事業

2020年東京オリンピックの開催決定を契機に、オリンピック世代となるジュニア層の競技活動を支援するため、市内の高校生以下の施設使用料の無料化に加え、アスリート育成セミナーを開催する。

3 市民スポーツ活動振興事業

地域および生涯スポーツの普及・振興をはかるため、一般財団法人秋田市体育協会に委託して、各種スポーツ教室や地域スポーツ活動普及事業を実施する。

4 はずむスポーツ都市推進事業

はずむスポーツ都市実現に向け、多くの市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、各種運動教室やイベント等を開催する。

5 スポーツ振興マスタープラン策定等経費

平成28年度を初年度とする、（仮称）第3次秋田市スポーツ振興マスタープランの策定に向けて、スポーツに関する市民アンケート調査を実施する。

6 全県駅伝大会（仮称）開催経費

平成26年度に開催される「（仮称）第1回新しい全県駅伝大会2014秋田市大会」の開催地として、経費の一部を負担する。

7 保健体育振興経費

学校開放事業やイベント等、気軽にスポーツに親しむことができる各種事業を実施する。

8 体育施設耐震補強等事業

施設利用者の安全確保と、防災拠点としての機能を強化するため、茨島体育館の耐震補強工事のほか、河辺、雄和体育館の耐震診断等を実施する。

9 体育施設整備補修等経費

平成27年9月末に日本陸連の第1種公認期限を迎える八橋陸上競技場を公認施設として維持するため、芝生改修工事や写真判定装置を更新するほか、施設整備用のスポーツトラクターを購入する。

10 体育施設管理費

保守管理委託料や清掃作業員の賃金等、スポーツ施設の適正な維持管理を行う。

2 ジュニアアスリート支援事業

- (1) 高校生以下のスポーツ施設使用料無料化の実施
 - ・高校生以下の個人、団体利用における施設使用料の無料化の実施
- (2) ジュニアアスリート育成セミナーの開催
 - ・オリンピックによる講演会の開催
 - ・メンタルトレーニングおよびスポーツ栄養学講習会の開催

4 はずむスポーツ都市推進事業

- (1) 各種スポーツイベントの開催
 - ・フロアカーリング大会の開催
 - ・ファミリーマラソン大会への支援
- (2) 各種スポーツ教室の開催
 - ・高齢者を対象とした「健康運動教室」の開催
 - ・就学前の親子を対象とした「親子なかよし体操教室」の開催
 - ・一般市民を対象とした「生き生き健康スポーツ教室」の開催
- (3) はずむスポーツ都市PR事業
 - ・マスコットキャラクター（着ぐるみ・グッズ）の活用
 - ・はずむスポーツ都市、スポーツ振興のPR用ピンバッジ等の作成

5 スポーツ振興マスタープラン策定等経費

- (1) 「スポーツに関する市民アンケート」の実施
 - ・調査方法 : 郵送による市民アンケート
 - ・標本数 : 住民登録数の1%（約3,300人）
 - ・調査対象 : 住民基本台帳から無作為抽出した成人男女
 - ・回収率（目標）: 50%

文化振興部門

1 文化振興基金事業

文化振興基金を活用し、文化振興助成事業（市民の自主的な文化事業への助成金の交付）と文化選奨事業（前年度の優れた文化業績の顕彰）を行い、市民文化の振興をはかる。

2 文化振興関係団体支援経費

秋田市芸術祭・秋田県美術展覧会を共催するほか、秋田青少年オーケストラ定期演奏会開催費補助金を交付する。

3 飛び出せ文化部助成事業

市内中学校、高等学校等の文化部が、市内の有料施設を利用する際の会場使用料に対し、助成金を交付し活動を支援する。

また、文化施設の観覧料の無料化対象を中学生以下から高校生以下に広げ、芸術や郷土の文化に親しむ機会を拡充する。

4 文化財保存事業補助金

国指定重要文化財「嵯峨家住宅」や「天徳寺」、「三浦家住宅」の管理費の一部を補助する。

5 国指定名勝如斯亭庭園保存整備事業

(1) 如斯亭庭園（平成19年2月6日指定）の建物や庭園の修復整備を行う。

(2) 整備指導委員会の開催や、整備後の一般公開に向けた勉強会を行う。

6 特別天然記念物カモシカ食害対策事業

農地の食害防止に対して防護網と忌避臭袋を支給するほか、林地被害に対して忌避剤を塗布する。

7 遺跡事前発掘調査事業

宅地造成などの開発行為から埋蔵文化財を保護するため、文化財保護法に基づく事前調査を行う。（5か所程度を予定）

8 史跡秋田城跡保存・整備事業

(1) 史跡の保存と整備をはかるため、土地買上げや発掘調査を行う。

(2) 政庁域から外郭東門に至る間の東大路復元整備等を行い、史跡公園化を進める。

9 史跡秋田城跡歴史資料館（仮称）整備事業

秋田城跡の公開・活用の拠点施設となる歴史資料館建設に向け、資料館の建築と展示実施設計を行う。

10 文化財イラストマップ作成事業

市内に点在する文化財や周辺文化施設を紹介するイラストマップ作成（泉・手形地区）と文化財散策会（八橋・川尻地区）を行うとともに、観光資源としての利活用もはかる。

11 美術館企画展開催事業

千秋美術館の開館25周年を記念し、国民文化祭にあわせ秋田の美術を広く紹介する展覧会を開催する。

(1) 秋田の絵描き そろいぶみ！－秋田蘭画から近代の日本画まで－

12 「美術館の街」活性化事業

多くの市民が芸術と触れ合う機会を創出し、新たな芸術文化地区として期待される中心市街地の活性化につなげるため、魅力ある展覧会の開催を行う。あわせて県立美術館との合同の印刷物作成など県市連携の取組を行う。

- (1) MOA美術館名品展 GOLDー黄金の茶室と日本美術の至宝ー
- (2) 草間彌生 永遠の永遠の永遠

13 教育普及事業及び調査研究事業

様々な美術に親しむ機会を提供するためにワークショップや講座等を開催するとともに、質の高い美術関連情報を提供するため、作品や作家に関する調査・研究、展覧会や関連事業、美術館教育に関する調査等を行う。

- (1) 美術関連図書などの購入
- (2) 教育普及資料の作成
- (3) ワークショップや講座の開催
- (4) 作家・作品調査、企画・事業等打合せ

14 美術館施設整備等経費

秋田総合生活文化会館・美術館（アトリオン）の建築・設備の劣化対策として、美術館専用部と県・市・民間（日本生命）の共用部の建築と電気・空調・衛生などの設備の修繕を平成21～30年度に10年計画で行う。

- (1) 専用部ー建築（収蔵庫扉改修ほか）、電気（中央監視設備更新ほか）、空調（ファンコイル更新ほか）
- (2) 共用部ー建築（外壁診断ほか）、空調（冷水HPチラー新設ほか）、衛生（衛生設備更新ほか）

15 アトリオン活性化事業

アトリオンのオーナーである秋田県、秋田市、日本生命が、音楽ホールや美術館があるというアトリオンの特性を活かしたイベントなどを共同で開催し、秋田市中心市街地のにぎわい創出につなげる。

16 赤れんが郷土館企画展開催等事業

郷土の歴史や文化を学ぶ機会を拡充するため、郷土の先覚や版画家に関する企画展を開催するほか、教育普及事業として学習講座や赤れんが館コンサートなどを開催する。

- (1) 秋田の文人資料展(前期)
- (2) 郷土の版画家たち
- (3) 勝平得之版画展
- (4) 石版画展
- (5) 秋田の文人資料展(後期)

17 勝平得之記念館・関谷四郎記念室展示経費

常設展示として、郷土の木版画家・勝平得之と、秋田市出身で人間国宝の鍛金家・関谷四郎の作品を展示公開する。

18 文化会館自主事業

市民に優れた芸術の鑑賞機会を提供し、芸術に対する意識の高揚をはかる。

- (1) 秋田子ども邦舞・邦楽ゆかたざらい
- (2) こころの劇場公演
- (3) 池辺晋一郎&N響団友オーケストラ公演
- (4) あきたミステリーシアター2014舞台公演
- (5) 子ども舞台裏探検
- (6) サンパル秋田まつり

19 佐竹史料館企画展開催等事業

秋田藩に係る歴史資料の展示と学習講座の開催により、市民の歴史学習の高揚をはかる。

- (1) 新収蔵品展
- (2) 市民学習講座（6講座14回）
- (3) 江戸時代の幽霊と妖怪（仮）
- (4) 秋田藩主と家臣たち
- (5) パネル展（場所：旧黒澤家住宅）
- (6) 武家の生活展（場所：旧黒澤家住宅）

3 飛び出せ文化部助成事業

第29回国民文化祭・あきた2014を契機とし、未来の文化振興につなげるため、市内の中学校・高等学校の文化部の発表会、練習等の会場費に助成金を交付する。

- ・対象

中学校25校、高等学校14校、特別支援学校5校、秋田工業高等専門学校、秋田公立美術大学附属高等学校

5 国指定名勝如斯亭庭園保存整備事業

平成19年2月6日に国の名勝指定を受けた如斯亭庭園は、旧秋田藩主佐竹氏のものとして現存する唯一の庭園であり、東北地方の大名庭園や庭園文化を知る上で学術上・芸術上価値が高い。

この庭園を将来にわたって継承するために、維持管理するとともに、建物や庭園の修復整備を計画的に行う。

(1) 如斯亭庭園の概要

- ・所在地 秋田市旭川南町86番ほか
- ・面積 4,054.99㎡（建物2棟含む）

(2) 事業内容

- ・24年度 発掘調査、実施設計
- ・25年度 実施設計、園内樹木整枝
- ・26年度 修復整備（建物・庭園）
- ・27年度 修復整備（建物・庭園）
- ・28年度 修復整備（建物・庭園）
（修復整備終了後一般公開）

9 史跡秋田城跡歴史資料館（仮称）整備事業

国指定史跡秋田城跡の調査・研究の成果を公開・活用する総合拠点施設として歴史資料館を建設し、市民の郷土学習や観光資源として活用する。

(1) 建設予定地

- ・秋田市寺内焼山

(2) 事業内容

- ・24年度 展示基本設計
- ・25年度 資料館構造計算および実施設計
- ・26年度 資料館建設工事、展示実施設計
- ・27年度 展示工事（完成後翌年度4月から公開）

10 文化財イラストマップ作成事業

市内に点在する文化財や周辺文化施設を紹介するイラストマップの作成（泉・手形地区）と文化財散策会（八橋・川尻地区）を行うとともに、観光資源としての利活用もはかる。マップは地区ごとに年次計画で作成する。

(1) 事業内容

- ・ A 2 版カラー 20,000部
- ・ ワークショップを5月から6月に3回開催（うち1回は、まち歩き）
- ・ マップ完成後、次年度に各地区の文化財散策会を行う。
- ・ 年次計画

21年度	中央地区	24年度	寺内地区
22年度	新屋地区	25年度	八橋・川尻地区
23年度	土崎地区	26年度	泉・手形地区

15 アトリオン活性化事業

アトリオンのオーナーである秋田県、秋田市、日本生命が、音楽ホールや美術館があるというアトリオンの特性を活かしたイベントなどを共同で開催し、秋田市の中心市街地のにぎわい創出につなげる。

(1) 事業内容

- ・ ミニクラシックコンサート
県内の若手音楽家の発表の場として、休日昼間の1時間程度のミニコンサートを開催する。
- ・ アートリオン・特別展
千秋美術館、秋田県立美術館、アトリオン美術展示ホールを会場として開催する「草間彌生 永遠の永遠の永遠」展に関連した水玉装飾をアトリオンビル内および二丁目広場、ビル外観等で行う。
会期：平成26年7月11日（金）～9月7日（日）
- ・ 秋田の文化や商店街と連動した展示物を、1階屋内を中心に飾りつける。

教育環境整備部門

1 小・中学校増改築等事業

雄和地域統合小学校の実施設計を引き続き実施する。（施工は平成26年度から27年度までの継続事業予定）

2 中学校解体経費

耐震性が確保されていない秋田南中学校普通教室棟を解体するための教室再編等を実施する。（解体工事は平成27年度）

3 小・中学校大規模改造事業

- (1) 広面小学校管理室棟等の耐震補強、内部改修および外壁改修を行うとともに給食室のドライ化を実施する。（平成25年度から26年度までの継続事業）
- (2) 城東中学校特別教室棟の機能回復および教室再配置を実施する。

4 小・中学校施設天井落下防止対策事業

全小・中学校の屋内運動場に設置されている吊り天井、灯具などの非構造部材の落下防止対策を行う。（平成26年度は、高清水小学校、城南中学校および雄和中学校の点検および設計業務を実施予定）

5 小・中学校施設等改修経費

- (1) 日新小学校体育館の屋根改修工事を実施する。
- (2) 東小学校および泉小学校校舎外壁の剥落、落下防止をするため改修工事を実施する。
- (3) 四ツ小屋小学校および下浜小学校の排水を、公共下水道に直結するために必要な整備を実施する。
- (4) 大住小学校の環境整備（グラウンド改修）を実施する。

6 中学校再生可能エネルギー等導入事業

秋田東中学校および城南中学校に太陽光発電による再生可能エネルギー設備を導入する。

7 学校防犯灯LED化事業

学校敷地内の屋外防犯灯や通学路に設置した防犯灯について、省電力化および維持管理の省力化をはかるため、水銀灯等からLED灯に交換する。

8 秋田商業高等学校施設等改修経費

老朽化した施設の改修工事として、産振棟外壁改修工事と放送設備改修工事を実施する。

9 秋田商業高等学校再生可能エネルギー等導入事業

秋田商業高等学校に太陽光発電による再生可能エネルギー施設を導入する。

10 小・中学校備品充実経費

児童用下足箱、ストーブの更新をはじめ、学校備品を計画的に整備する。

11 小・中学校図書充実経費

児童生徒の学習活動や読書活動の推進のため、学校図書館の蔵書を計画的に整備する。

12 小・中学校理科教育設備整備経費

理科教育振興法に基づく理科設備および算数・数学設備を計画的に整備し、学習環境の充実をはかる。

13 小・中学校情報教育環境整備事業

児童生徒の情報化対応能力を向上させるため、文部科学省の整備方針に準じて、コンピュータ室および普通教室にコンピュータを整備する。

14 小・中学校通学支援事業

遠距離通学する児童生徒の通学費等に対して助成する。

15 小・中学校就学奨励事業

(1) 就学援助費

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、医療費等に対し助成する。

(2) 特別支援教育就学奨励費

障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費に対し助成する。

16 小・中学校特別支援学級新設整備事業

新設した特別支援学級において、児童生徒の障がいに適応した教育を行うための備品を購入する。

17 児童生徒の安全対策の充実

(1) 小学校警備事業

児童が安心して学校生活を送れるよう、すべての市立小学校に警備員を配置するほか、学校安全マニュアルの整備や防犯教室の実施など、学校内の安全確保に努める。

(2) 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、見守り隊などの協力を得て、地域ぐるみで通学路の安全確保に努める。また、学校、地域、警察および道路管理者等による交通危険箇所の合同点検結果を踏まえ、関係機関と連携しながら改善に向けた取組を行う。

18 学校配置の適正化

児童生徒数の減少は、今後も続くことが予想されることから、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、児童生徒数の推移を見極めながら、学校配置の適正化について検討を進める。

19 小学校フッ化物洗口事業

秋田市立小学校において、児童のむし歯予防対策の推進と児童自らの健康に関する意識の向上をはかるため、希望者に対し、集団で継続実施することが効果的である「フッ化物洗口」を実施する。

学校施設の耐震化について (平成26年度 学校施設耐震化事業の概要)

1 方針

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから安全で安心して過ごせる環境が求められます。また、地震等の災害発生時には地域住民の避難所としての役割も担うことから、教育委員会では学校施設の耐震化を重要施策の一つと位置づけ計画的に取り組みます。

- (1) 全ての学校施設の耐震性を平成27年度末までに確保する。
- (2) 特に危険性の高いIs値0.3未満の学校施設は平成25年度末までに耐震性を確保する。

2 耐震化の状況

平成25年度末の耐震化率は98%

- (1) 耐震診断
昭和56年以前の旧耐震設計法に基づき設計し建設された学校施設について、その耐震性能を確認するため、計画的に耐震診断を実施した。(平成20年度で完了)
- (2) 耐震化
平成25年度は、戸米川小学校、城東中学校および秋田南中学校の一部で耐震補強を実施したほか、耐震性のない秋田西中学校の木造校舎を解体した。そのほか、広面小学校の耐震補強に着手し、平成26年度中に完成する予定である。
これにより、耐震化が必要な学校施設は残り2棟(広面小学校1棟、秋田南中学校1棟)となり、平成25年度末時点の耐震化率は98%となった。

3 26年度耐震補強関連事業の概要

(1) 大規模改造事業	326,280千円
広面小学校・・・・・・・・校舎の耐震補強、内部、外壁改修等	326,280千円
(2) 耐震補強事業	88,593千円
秋田南中学校・・・・・・・・校舎(普通教室棟)の解体準備	88,593千円

その他学校施設整備事業について

26年度その他施設整備事業の概要

(1) 増改築(統合)事業	28,028千円
雄和地域統合小学校・・・・実施設計業務委託	28,028千円
(2) 大規模改造事業	194,532千円
城東中学校・・・・・・・・校舎(特別教室棟)の全面改修	194,532千円
(3) その他	527,241千円
高清水小、城南中、雄和中学校	
・・・・・・・・天井等落下防止工事の設計等	34,700千円
日新小学校・・・・・・・・体育館の屋根改修	6,200千円
東小、泉小学校・・・・・・・・校舎(普通教室棟)の外壁改修	36,000千円
四ツ小屋小、下浜小学校・・下水道直結工事	33,221千円
大住小学校・・・・・・・・環境整備(グラウンド改修)	82,860千円
秋田東中、城南中、秋田商業高等学校	
・・・・・・・・再生可能エネルギー導入	191,519千円
全小・中学校・・・・・・・・学校防犯灯LED化	104,899千円
秋田商業高等学校・・・・・・・・産振棟外壁改修等	37,842千円

学校備品、図書等の充実について

方 針

小・中学校の管理備品、教材備品および図書の充実をはかります。

(1) 小・中学校の備品の充実

① 児童用下足箱、ストーブの更新をはじめ、管理用備品を計画的に整備します。

18,111 千円

② 小・中学校の教材用備品を計画的に整備します。

153,393 千円

(2) 小・中学校の図書の充実

児童・生徒の学習活動や読書活動の推進のため、学校図書館の蔵書を計画的に整備します。

学校図書充実経費の推移

(単位：千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	20,286	20,286	19,272	18,309	17,394
	98%	101%	103%		
中学校	19,537	19,537	18,560	17,632	16,751
	107%	112%	118%		
計	39,823	39,823	37,832	35,941	34,145

上段は当初予算額

下段は平均充足率

24年度末	
最高充足率	最低充足率
154%	83%
最高充足率	最低充足率
173%	89%

分校は除く

議案第 9 号

職員の人事について承認を求める件

職員の人事については、急を要したので秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり、教育長が臨時に代理して処理した。

【別紙】

平成26年 4 月 1 日付け秋田市教育委員会人事異動に関する件（課長級以上）

○部長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏 名
理事	秋田市民交流プラザ管理室長	鷲 谷 邦 夫

○解除 部長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏 名
教育委員会職員併任を解く	教育委員会理事 (秋田市民交流プラザ管理室長)	木 元 浩 司

○課長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏 名
生涯学習室参事	子ども未来センター所長兼少年指導 センター所長	赤 上 智